

垂水市有財産の売買契約に係る一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

垂水市有財産の売買契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）を実施することについて、この入札に参加する者に必要な資格及び入札に関する内容を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定めたので、同条第 2 項及び同令第 167 条の 6 第 1 項並びに垂水市契約規則（平成 7 年規則第 7 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 1 日

垂水市長 尾 脇 雅 弥

1 入札に付する事項

物件番号	所在地	地目等	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)
1	中俣字森田 251 番 3 中俣字森田 251 番 5	宅地 (建物付き) ※居宅 1 棟	48.18 224.90 (1 階 65.95)	1,114,000 円
2	中俣字森田 251 番 6	宅地 (建物付き) ※居宅 1 棟	186.70 (1 階 44.31) (2 階 23.18)	351,000 円
3	中俣字森田 251 番 7 中俣字森田 252 番 4	宅地 (建物付き) ※居宅 1 棟	10.13 163.51 (1 階 44.31) (2 階 23.18)	300,000 円
4	中俣字森田 252 番 3	宅地 (建物付き) ※居宅 2 棟	334.71 (1 階 44.31) (2 階 23.18)	585,000 円

上記のほか、それぞれの土地上の未登記建物 4 棟（倉庫）を含む。

上記物件番号1～4について、浄化槽撤去費相当額及び建物解体費相当額を減額しているため、以下の市内補助事業を対象外とする。

- (1) 垂水市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金
- (2) 垂水市住宅リフォーム促進事業補助金
- (3) 垂水市空き家リフォーム促進事業補助金
- (4) 垂水市空き家解体撤去事業補助金
- (5) 垂水市結婚新生活支援事業補助金
- (6) 垂水市住宅取得費助成金

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 次のアからクまでのいずれにも該当しないもの。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団対策法第2条第2号の暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 入札物件を暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する場合など、公序良俗に反する用途に使用しようとする者

キ 入札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しようとする者

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

3 入札参加申込み、資格審査等

(1) 入札参加申込書等の交付及び受付期間等

ア 用紙の交付及び受付期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）から同月 24 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 用紙の交付及び受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）

ウ 用紙の交付場所、受付場所及び問い合わせ先

8 に記載のとおり

エ 提出書類等

(ア) 入札参加申込書（様式あり）

(イ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）

(ウ) 物件確認書（様式あり）

(エ) 市町村が発行した直近の納税証明書（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、法人市民税等に対する納税額を表示したもの）

その他入札に関する詳細な事項は、垂水市有財産売却一般競争入札実施要領（令和 6 年度公売による市有財産の売り払い）による。

(2) 資格審査

入札参加申込みを行った者のうち、資格審査の結果、資格者であると承認された者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付する。

4 入札の方法等

- (1) 入札執行の日時
令和7年2月7日（金）午後2時
- (2) 入札の場所
垂水市上町114番地
垂水市役所 3階 第一会議室
- (3) 開札
即時開札とする。
- (4) 落札者の決定方法
開札の結果、市の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

5 入札保証金に関する事項

- (1) 見積る入札金額の100分の5以上に相当する金額（1円未満の端数は切り上げる。）を、現金又は銀行振出小切手により、入札開始前までに納付すること。
- (2) 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当するものとする。
- (3) 落札した場合に売買代金を30日以内に納入する場合は、免除とする。

6 入札の無効に関する事項

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札金額が予定価格に満たない入札
- (3) 同一物件に対し2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (4) 入札者が同一物件について他の入札参加者の代理人として入札したとき。
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

- (8) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (9) 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 入札者又は落札者がなかった場合について

入札者又は落札者がなかった場合については、後日再公告をして先着順により随時売却する。

8 問い合わせ先

垂水市上町 114 番地

垂水市財政課契約・財産管理係（本庁 2 階）

電話 0994-32-1111（内線 222）